平成２５年（フ）第２１４９号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字北二反畑632番地の１　チサンマンション新大治508号
破産者　鳥丸　美枝
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２８４号
奈良県桜井市朝倉台東７丁目596番地の59
破産者　逸﨑　廸彦
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７０号
大阪府泉大津市東助松町３丁目６番２―204号
破産者　橋口電気こと　橋口　　勉
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
大阪府貝塚市半田275番地１グリーンヒル半田Ａ―105号、前住所大阪府泉大津市東助松町２丁目３番４―315号
破産者　船間　健二
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５７２号
大阪府貝塚市半田275番地１グリーンヒル半田Ａ―105号、前住所大阪府泉大津市東助松町２丁目３番４―315号
破産者　船間千津子
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５８６号
大阪府岸和田市荒木町２丁目15番12号
破産者　田中　和代
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９４号
大阪府和泉市はつが野１丁目46番１号
破産者　石上　慶子
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５９０号
広島市東区二葉の里２丁目２番38―306号
破産者　デザインメッドこと　前田　滋悦
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２８号
熊本県下益城郡美里町馬場610番地
破産者　松本　千春（旧姓渡邉）
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７５０号
熊本市東区東京塚町17番７号
破産者　村田　桂三
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５９号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目19番18号　フレグランスＹＡ201号
破産者　川野　　登
１　決定年月日　平成26年３月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
開始決定時の住所北海道名寄市西10条南３丁目２番地44
破産者　上田　繁夫
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６９号
開始決定時の住所北海道旭川市九条通23丁目３番地の32
破産者　田澤　尚英
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３８号
旭川市東光４条３丁目３番１号
破産者　鈴木　　恵
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８号
青森市赤坂２丁目31番３号
破産者　鹿内　光廣
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
盛岡市緑が丘１丁目13番27号　夏草荘13号
破産者　小松　正明
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２７号
盛岡市西仙北１丁目30番43号
破産者　米田　淳浩
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１８５号
茨城県水戸市双葉台４丁目137番地の90
破産者　佐藤　正義
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９７号
茨城県水戸市笠原町1668番地の２
破産者　武藤　里江
１　決定年月日　平成26年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所